

(記載注意)

1. 各筆明細

- (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とする。借りる者が同一で、貸す者が異なる場合には整理番号に枝番をつけて整理する。
- (2) (C) 欄は、町別に記載する。
- (3) (C) 欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を()書で下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には〇〇㎡の内〇〇㎡と記載し、当該部分を設定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (D) 欄の「利用権の種類」は「賃借権」等と記載する。
- (5) (D) 欄の「内容」は利用権の設定による当該農地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業施設用地(畜舎)として利用等)を記載し水田裏作を目的とする賃借などの場合にはその利用期間を併記する。
- (6) (D) 欄の「存続期間」(終期)は、「〇年」又は「〇年〇月〇日まで」と記載する。
- (7) (D) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、1年のうち利用期間に係る分の借賃)の額を記載する。
- (8) (D) 欄の「借賃の支払方法」は借賃の支払期限と支払方法(例えば毎年〇月〇〇日までに〇〇農協の〇〇名義の預金口座に振り込む等)を記載する。
- (9) (E) 欄は、(D) 欄の「利用権限の種類」に対応して「賃借権」等と記載する。
- (10) (F) 欄は(B) 欄以外の権原者がいない場合は記入を要しない。
- (11) 権原者の同意については、(F) 欄に必要事項を記入し、同意印を押印することによって、同意書にかえることができる。
- (12) 備考欄は、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。

2. 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

- (1) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中に第1から第4までのいずれかの関係中にその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、利用権の設定、移転等が2つ以上ある場合には、それぞれ合算し面積を記載する。
- (3) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記入する。
- (4) (D) 欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。

*この申請内容は、農業委員及び農地利用集積円滑化団体に情報提供されることをご了承ください。

第1 利用権設定関係

・ 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

① 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が、災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払いを猶予する。

② 解約の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。ただし、甲及び乙が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、相手方の同意を得て解約するものとし、農地法第18条第6項の定めるところにより農業委員会へ通知するものとする。

③ 転貸又は譲渡の禁止

乙は、あらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物(以下「目的物」という。)を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

④ 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。但し、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

⑤ 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物の係る農業災害補償法(昭和22年法第185号)に基づく共済掛金

及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

⑥ 目的物の返還

ア 乙は、利用権の存続期間が満了したとき又は利用権を解約したときは、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更、又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において、甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

⑦ 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

⑧ 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

⑨ その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。